

## 福祉・介護職員等処遇改善加算「見える化要件」

当法人における具体的な取り組みについて、以下の通り公表いたします。

### 【取得する加算】

- ・福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

### 【職場環境要件の具体的な取り組み内容】

#### ①入職促進に向けた取り組み

- ・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取り組みの実施

#### ②資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・サービス管理責任者等研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援
- ・エンダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入

#### ③両立支援・多様な働き方の推進

- ・有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識づくりのため、具体的な取得目標を定めた上で、取得状況を定期的に確認し上司等からの積極的な声かけに取り組んでいる
- ・有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる。

#### ④腰痛を含む心身の健康管理

- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

#### ⑤生産性向上のための業務改善の取り組み

- ・現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実地
- ・5S活動等の実践により職場環境の整備を行っている。
- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている。

#### ⑥やりがい・働きがいの醸成

- ・利用者本位の支援方法など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ・支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

上記の取り組みをはじめとして、職員の処遇改善や働き方の改善に向けて継続的な取り組みを実施してまいります。